

6. 指定法人への委託による義務履行方法

(1) 指定法人との契約は

主務大臣が指定した指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に委託して再商品化義務を果たすには、委託契約の申し込みが必要です。最寄りの商工会、商工会議所もしくは指定法人へお問い合わせ下さい

《問い合わせ先》

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階
TEL: 03-5251-4870 (コールセンター)
FAX: 03-5532-9698
ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

(2) 委託料の算定は

< 自主算定方式 >

$$\text{委託料金 (円)} = \text{排出見込量 (kg)} \times \text{自主算定係数} \times \text{委託単価}$$

再商品化義務量

< 簡易算定方式 > 自主算定方式での算定が困難な場合 (事業所向け販売量が把握できない場合)

$$\text{委託料金 (円)} = \left[\text{年間に使用した特定容器・包装の量 (kg)} - \text{自ら又は他者に委託して回収した量 (kg)} \right] \times \text{簡易算定係数} \times \text{委託単価}$$

再商品化義務量

⇒ 算定係数・委託単価はこちらを参考

http://www.jcpra.or.jp/specified/specified_data/tabid/132/index.php